

第1章 評価の方法等

1 評価の目的

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「国土交通省研究開発評価指針」に基づき、外部の専門家による客観性と正当性を確保した研究評価を行い、評価結果を今後の研究の目的、計画等へ反映することを目的とする。

2 評価の対象

令和3年度に終了した研究課題の終了時評価を行った。令和4年10月の分科会の評価対象となった研究課題は10課題である。

第一部会（終了時評価）

- ・ 下水道管路の防災・減災技術の開発に関する実態調査
- ・ 下水処理場の応急復旧対応を再現可能な下水処理実験施設整備及び検討
- ・ 免疫性を考慮した降雨指標に応じた崩壊生産土砂量の予測に関する検討
- ・ 斜面・対策施設下部が全面的に水没した場合の崩壊危険度の評価手法の検討
- ・ ICT施工推進に必要な技術基準類整備に係る調査研究

第二部会（終了時評価）

- ・ 地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発
- ・ 地方都市における都市機能の広域連携に関する研究
- ・ 水害時の被災リスクを低減する既存戸建て住宅の予防的改修方法に関する研究

第三部会（終了時評価）

- ・ 沿岸域における環境保全技術の効果的活用のための評価手法の開発
- ・ コンテナ船の定時性向上に資するターミナル混雑度指標の開発

3 評価の視点

必要性、効率性及び有効性の観点を踏まえ、「研究の実施方法と体制の妥当性」「目標の達成度」について終了時評価を行った。

【必要性】 科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等

【効率性】 計画・実施体制の妥当性等

【有効性】 目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の育成等

4 研究評価委員会分科会の開催

専門的視点からの評価を行うため、各分野の専門家で構成された国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会を開催することとし、第4回分科会を令和4年10月19日、第5回分科会を令和4年10月28日、第6回分科会を令和4年10月31日に開催した。また、事前意見を伺うため、欠席の委員には事前に担当部会の資料を送付した。なお、分科会の前に国土技術政策総合研究所研究評価所内委員会を開催し、評価対象課題について、研究所として自己点検を行っている。

研究評価委員会分科会は、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」に基づき、以下の構成としている。

第一部会	主査	古関 潤一	東京大学教授
	委員	鼎 信次郎	東京工業大学教授
	委員	里深 好文	立命館大学教授
	委員	菅原 正道	(一社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長 パシフィックコンサルタンツ(株)取締役 常務執行役員
	委員	関本 義秀	東京大学教授
	委員	田村 圭子	新潟大学教授
	委員	戸田 祐嗣	名古屋大学教授
	委員	中島 典之	東京大学教授
	委員	濱岡 秀勝	秋田大学教授
	第二部会	主査	伊香賀 俊治
委員		河野 守	東京理科大学教授
委員		清野 明	(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会 副委員長 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 技術部会顧問
委員		藤井 さやか	筑波大学准教授
委員		松本 由香	横浜国立大学教授
委員		水村 容子	東洋大学教授
第三部会		主査	兵藤 哲朗
	委員	岩波 光保	東京工業大学教授
	委員	富田 孝史	名古屋大学教授
	委員	野口 哲史	(一社)日本埋立浚渫教会技術委員会委員長 五洋建設(株) 取締役 土木本部長
	委員	二村 真理子	東京女子大学教授
	委員	山田 忠史	京都大学教授
	委員	横木 裕宗	茨城大学教授

(令和4年10月現在、主査以外五十音順・敬称略)

第4回分科会（令和4年10月19日）の評価担当部会は第一部会であり、古関主査と里深委員、戸田委員、中島委員にご出席いただいた。

第5回分科会（令和4年10月28日）の評価担当部会は第三部会であり、兵藤主査と富田委員、二村委員、山田委員、横木委員にご出席いただいた。

第6回分科会（令和4年10月31日）の評価担当部会は第二部会であり、伊香賀主査と河野委員、清野委員、藤井委員、松本委員にご出席いただいた。

5 評価の進め方

令和4年度の分科会では、以下のように評価を進めることとした。

- (1) **2 評価の対象**については、研究課題が主に対象とする分野に応じて、第4～6回分科会に分けて評価を行う。
- (2) 主査及び各委員から意見をいただくとともに、欠席の委員から事前に伺っている意見を紹介する。また、終了時評価について評価用紙にご記入いただく。
- (3) 会議当日の審議内容、事前意見及び評価用紙の指標集計結果に基づき、主査が総括を行う。

<分科会委員が評価対象課題に参画している場合等の対応について>

評価対象課題のうち、当該部分の評価は行わないこととする。また、主査が評価対象課題に参画している場合には、当該部分の評価を行う間、予め委員長が他の委員から指名する委員が、主査の職務を代理することとする。（該当なし）

6 評価結果のとりまとめ

評価結果は、審議内容、評価用紙に基づき、主査の責任においてとりまとめられた。

7 評価結果の公表

評価結果は、本資料及び国総研ホームページにて公表することとした。また、議事録については国総研ホームページにて公開し、議事録における発言者名については、「主査」、「委員」、「事務局」等として表記することとした。